

憲法九条と鎖国の精神

中村 孚 信

I はじめに

II 憲法九条の精神

III 鎖国の思想

IV 結び

I はじめに

憲法改正が具体的な形を取って日程に上ってきている。戦後六十年にしてやっと日本は自前の憲法を手にするとも言われている。改定は多岐にわたるようだが、ここでは国民が注目する戦争放棄を定めた九条を中心に話を進めたい。大日本帝国憲法から日本国憲法へ移行するときもつとも問題になったのは旧憲法の「天皇条項」であるが、今回それはほとんど問題にならない。天皇が日本国民総意の象徴であるとする現憲法の精神がわれわれ日本国民の間に定着しているとの認識から

であろう。代わってこれまで何かと物議をかもししてきた九条が最大の争点として浮上してきている。

九条との関連で自衛隊の存在がしばしば政治論議の場で取り上げられ、自衛隊を合憲とする政府・与党と違憲とする野党・革新勢力との間で不毛の議論が繰り返されてきた。九条を字義通りに解釈すれば、戦争放棄と軍隊の不保持を謳っているのは否定のしようがないだろう。事実、憲法公布直前の衆議院特別委員会において時の総理大臣吉田茂は次のような答弁を行った。

「戦争放棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定シテ居リマセヌガ、第九条ニ項ニオイテ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ放棄シタモノデアリマス」(以下ここで引用する資料は特にことわりのない限りすべて国立国会図書館電子展示会のサイトに依る)

この答弁を引き出したのは共産党の野坂参三であり、驚くべきことに野坂は「侵略戦争は放棄すべき」だが、「正しい戦争」はやれるようにすべきだ、と主張している。野坂の言う「正しい戦争」が何を指すのか不明であるが、当時の共産党の綱領からすると明らかに「革命戦争」を正義の戦争と規定していたから共産主義インターナショナルの立場から共産主義革命を輸出するための革命戦争は正しい戦争となるのだろう。それはともかく、吉田の答弁はその後の政府の苦し紛れの答弁に比べると驚くほど明快である。その背景には当時の日本には軍は解体されて存在しなかったという現実があった。しかし一九五〇年の朝鮮戦争勃発とともにマッカーサー指令によって自衛隊の前身である「警察予備隊」がつくられたことから憲法との整合性が問われることになる。以後の議論は本論に譲るとしてここで問題にしたいのは戦争放棄と武力不保持が国民の間に定着し戦争を論じること、軍事を公の場で議論することがタブー視されるようになってきた国民性についてである。

そして時代背景もそれゆえ内容もまったく異なる「鎖国」という江戸時代を通して一貫して維持されてき

た国策に対する幕府の対応と先に述べた国民性とを対比してわれわれ日本人という民族の精神の一端を考慮してみたい。両者に共通するのはともに「相手」があるということが無視している点である。交戦権の放棄という概念は日本以外の国が武力を保持しているという現実がすっぽりと抜け落ちていからこそ成り立つ概念であり、鎖国は外国との通商という概念を欠いていたからこそ成り立つ概念である。こういう国策が長期間維持されるというのは単に政策だけの問題ではなく、それを可能にした要因があり、その要因の一部としてわれわれ日本人の民族性がかかわっているのではない。それを考えてみたい。

II 憲法九条の精神

「武力の不保持・交戦権の放棄」にいたる経緯

現憲法にある九条一項（国際問題解決のための戦争は永久にこれを放棄する）・二項（交戦権の放棄）は占領軍したがって米国政府が日本占領に先立って当初から堅持していた方針だった。それは大統領直属の機関である「陸軍・海軍・国務省三省調整委員会（略称S

WNC)が一九四五年六月十一日にまとめた『日本占領初期の対日方針』に見られる。すなわち「B・政治条項Ⅲ」の「軍政及び軍事占領の一、安全保障」の項目に

日本の陸・海・空軍は武装を解除され、かつ解体されなければならない。陸海軍の武器・艦船および軍事施設は、これを引き渡させ、または破壊させ、主として軍事的性格を帯びた産業は除去されねばならない。前期に関連してとられる一切の措置は、日本の恒久的武装解除および非武装化の最大限達成を目的とするものとする(傍点筆者)

とあるのがそれで、この方針は憲法作成過程で占領軍(GHQ)がもつとも注視していた点であった。

憲法改正は敗戦の戦後処理と日本有史以来の軍事占領という未曾有の事態に混乱を極めていた日本政府にあっては比較的早く手をつけられていたが、政府閣僚や有識者の間で具体的な議論がなされるようになったのは四五年十二月で、その一つの回答が「松本私案」といわれるものである。これは四五年十月に設置された「憲法問題調査委員会」の委員長であった國務大臣

松本丞治が正月休みを利用して書き上げたもので文字通りの私案であったが、これがたたき台となって翌年一月二六日『憲法改正要綱』が発表された。内容は旧憲法に比して微温的な改訂にとどまっている。たとえば、旧憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」はそのままで、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」については「天皇ハ至尊ニシテ侵スベカラズ」に、第十一条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」については陸海軍を軍に書き改め、第十二条「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」については「軍ノ編成及常備兵額ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」等々。当時としては現実的かつ常識的なものであったのであろう。あるいは十二条が最大の改正点であったのかもしれない。軍事予算を法で縛ることによって十一条の統帥権と軍事費を切り離し統帥権の独走を許すことが出来なくなると考えられたのであろうか。統帥権が政争の具に利用されて昭和の軍の政治への介入・独走を許し、軍閥の跋扈を許した背景には軍が統帥権の独立を掲げて軍独自の作戦行動をとり、それをあとで政府が追認して臨時予算をつけるということを繰り返した結果が取り返しのつかない事態を招いたのであるからこの条項はその

意味で重要である。

それはさておき、日本政府の憲法改正の動きにGHQは素早く反応した。日本政府がGHQに対して先の『憲法改正要綱』を手渡したのが二月八日、これを全面的に否定してGHQの手による『憲法草案』が日本政府に手渡されたのが二月十三日であった。GHQが松本私案の内容を二月一日の毎日新聞の報道によって知るやマッカーサーは直ちに憲法制定の三原則を示して民政局に憲法草案をまとめるよう指示した。民政局は草案作成のために八つの委員会と全体調整のための運営委員会を組織、すべての作業に優先して草案作成に取り組み、十日にそれをマッカーサーに提出している。内容はまさに革命的であった。『要綱』ではまったく手を加えられなかった第一条は完全に否定されて「皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ人民ノ統一タル象徴タルベシ……」。これが天皇は「国民の象徴」とした現憲法第一条であることは言をまたない。そして「戦争ノ放棄」と章を改めたその第八条に次の文言が見られる。

国民ノ主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス。他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ

之ヲ廃棄ス。陸軍・海軍・空軍又ハソノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ

これがそっくりそのまま日本国憲法第九条の第一項・二項に書かれたことは明かだろう。独立国の当然の権利である「戦争をする権利」を頭から否定するこの条項は日本国を独立国とは将来も認めないと暗に宣言するものである。そしてこれがSWNCCが示した「日本占領初期の対日方針」の精神を忠実に具現化したものであった。しかしこれが現に軍事占領下にあるとはいえ、将来軍事占領を解き独立する可能性があるとする米国政府の方針（先の「対日方針」の指針）と矛盾するのは明かである。そうではないとすると、将来日本が非武装のまま独立して国際社会に乗り出しても自国を自力で防衛することすらままならないのであるから武力侵攻を受けたときには侵攻してきた国の制圧下におかれるのもやむを得ないと考えたのであろうか。しかし現実にはそういう事態は起こらなかった。それが日米安保条約のためかあるいは国際情勢がそれを許さなかったためか等々の議論はあるだろうが、こ

こで考えたいのはそれを直ちに受け入れた日本政府の姿勢である。二月十三日にGHQ草案を手渡された日本政府は二二日の閣議でその受け入れを決定しているのだ。自主的な憲法改正案を全面的に否定されただけでなく他国の手になる憲法の骨格をわずか十日たらずで了承してしまうその精神のあり方はどこから来るのであろうか。軍事占領下という今では想像することすら難しい状況下にあったとはいえ一応日本政府の存在は認められており、GHQ指令も表だって行われるのではなく日本政府を通してあくまで日本政府の自主性のもとで行われるという建前をとっていたのであるから、閣内で激論が交わされ、場合によっては閣内不一致で内閣の一つや二つが潰れてもおかしくはないはずである。しかしそういう形跡はなかった。そうではなくてその後の政府の姿勢はこの憲法草案を徹頭徹尾擁護する方に回るのである。一九四六年三月二十日枢密院における総理大臣幣原喜重郎の憲法草案に関する趣旨説明を長くなるが次に引用する

(一) 略

(二)二月二十七日以来マ司令部ハ急ニ政府ニ対シ憲法草案

ノ内容ヲ強ク要求スルニ至ツタ。政府ハ昨秋以来憲法改正ニ関シ松本國務相ヲ主任トシテ研究ヲ重ネテ來タガ其ノ後ノ内外情勢ニ鑑ミ一案ヲ作成シ之ヲ松本私案トシテ三月四日マ司令部ニ内示シタルデアル云々

以下、日本政府の期待に反して私案は無視され、逆にGHQ草案を至急検討するように迫られてGHQと日本政府の係官が徹夜で協議して草案が出来上がったこと、天皇もこれを了解したこと、三月六日の閣議を経て草案が発表された、という事実経過が述べられている。そして

(三)草案ノ中特ニ重要ナル点ハ国体ノ本義ニ関スル第一ト戦争ノ抛棄ヲ宣言シタル第九条デアルト思フ

と述べ、天皇の地位が国民総意に基づくという第一の点は日本国民が天皇を奉戴するというのは一点の曇りもないことだから天皇の地位はかえって安泰となり「余ハ之ニヨリ皇室ノ御安泰ハ永久ニ保持サレルモノト確信スル」と述べたあと戦争抛棄の九条の説明に移る。

次ニ第九條ハ何処ノ憲法ニモ類例ガナイト思フ。日本ガ戰爭ヲ拋棄シテ他國モ之ニツイテ來ルカ否カニツイテハ余ハ今日直チニサウナルトハ思ハヌガ、戰爭拋棄ハ正義ニ基ズク正シイ道デアツテ日本ハ今日此ノ大旗ヲ掲ゲテ國際社会ノ原野ヲトボトボ歩イテユク。之ニツキ從フ國ガアルナシニ拘ワラズ正シイ事デアルカラ敢ヘテ之ヲ行フノデアル。(略二十年三十年ノ將來ニハ必ズ列國ハ戰爭ノ拋棄ヲシミジミト考ヘルニ違ヒナイト思フ。

これが一国の政治を預かる総理大臣の言とは驚く他はない。中身は結局のところ言い訳と感傷でしかない。さすがにこういう憲法を持つことに強い不安があったと見えてそれが「國際社会ノ原野ヲトボトボ歩イテユク」という表現になったのであろうが、國際社会が原野であるからこそ何が起るかわからない。それゆえ国家は自衛のために武器を持ち、戰爭する権利を持つのである。百歩譲って戰爭をする権利を放棄するとしてではそれに代わる何を日本はしようとするのか。言い換えると、武器を持たず戰爭をする権利を放棄し

て日本はそれに代わる安全保障を何に求めようというのか、その説明は一切なく単に將來世界が戰爭放棄について考えを巡らすかもしれない、という何の根拠もない感慨を述べるだけとは一国の為政者としてはあまりにも無責任ではないだろうか。当時の日本が軍事占領下であり、占領軍總司令部の権力が絶対的であったとしても無責任との非難は免れないのではないかと思う。この後五月に開かれた枢密院會議で新たに首相に任命された吉田茂総理大臣は、總司令部の手になるこの憲法草案は出来るだけ早く占領状態を解き占領軍に引き上げてもらうために彼らが安心できるような憲法が必要だ、というニュアンスの答弁をしている。いわば早期に占領状態を解いて國際社会に復帰し、日本を再建することが緊急の課題だからこの憲法を認めるのはやむを得ない、という認識である。この認識自体は尊重されるべきだろう。が、しかし、ならば將來憲法改正があり得ることがどこかで議論されてしかるべきと思われるがその形跡はない。結果論に過ぎないけれども、先にふれたように、もし軍備の放棄を巡って閣内で激論が交わされ、内閣が組織されないような状態になったとき占領軍は強権でもってこの憲法の制定を

迫ったかもしれない。もしそうならばむしろその方がよかつたのではないか。占領軍によって強制された憲法ならば占領状態が解消された暁には早急に自主憲法制定の動きが現れるのは自明だからである。それはさておき、憲法制定の是非を巡る議論の中に現れたこの無責任さはあの無謀な戦争を引き起こした当時の政治・軍事の指導者にも通じるものである。日米戦争の危機が生じたとき日本がアメリカに勝てると思つた人物は誰もいなかった。にもかかわらず日米戦争に突入したのはなぜか。以下本論から逸れるけれども、開戦と終戦について若干の議論を進めたい。

開戦の経緯

日米戦争の開戦に関していえば、戦争を欲し望んだのはアメリカであり、ルーズベルト（合衆国大統領として初めて三選されたフランクリン・デラノ・ルーズベルト）だった。日本は日米戦争突入前の一年間は戦争回避のために涙ぐましいまでの努力を払っている。それに対してルーズベルトは、仮装巡洋艦や小艦艇による日本の艦船に対する威嚇や軍事的挑発を繰り返したり、経済封鎖、在米日本資産の凍結そして石油をは

じめとする戦略物資の輸出禁止などで日本を追い詰め戦争に引きずり込もうとした。その最後の挑発が一九四一年十一月二十六日の「ハル・ノート」である。その内容は日清戦争以後日本が国際法に則つて獲たすべての権利を放棄するように迫つたもので、一言で言えば日清戦争以前の日本に戻せと要求するものであった。これについて後の極東軍事裁判でインド判事ラダビノッド・パールはその判決書に次のように書いた

今次大戦についていえば、真珠湾攻撃直前に米国防務省が日本政府に送つたものと同じような通牒を受け取つた場合、モナコ王国やルクセンブルグ大公国でさえも合衆国に対して矛をとって立ち上がったであろう

（『パール判決書』講談社学術文庫）

また次のようにも述べている

ルーズベルト大統領とハル國務長官は右の覚書に含まれた提案を日本側が受託しないと意思込んでいたので、日本側の回答を待つことなく、右の文書が日本側に向て交されたその翌日、米国の前哨地帯の諸指揮官に対し

て戦争の警告を発することを認可したのであった（パ
ル前掲書）

東京裁判で検事側が訴追要因としてあげた「共同謀議」は満州事変以来日本は十五年の間首尾一貫して世界征服のために準備し計画したと弾劾しているが、その間日本政府は十五回も内閣が交代しており、それほど頻繁に内閣が交代した日本が首尾一貫した政策を維持出来るはずはない。そうではなくて首尾一貫日本を戦争に引きずり込もうとしたのはアメリカである。パルが書いている通り、この通牒を受け取った日本政府の誰もが「万事窮」したと感じ、東郷外相は「目もくらむばかりの失望に打たれた」と述懐することになる。そしてすべての人が戦争を直感した。それまで対米戦の中心となる海軍内部には対米戦を何としても回避したいという避戦勢力があったが、これもハルノートの内容を知らされたあとは対米戦に一致して立ち上がることになる。コーデル・ハルが戦後に著した回顧録（『ハル回顧録』中公文庫BIBLIO）を読むと、日本にとって超重大なこの時点での記述がほとんど無い。回顧録の解説を書いた木村汎によると、ハル・ノート

のたたき台となった草案は当時財務省特別補佐官で後にIMF初代長官となったハリー・デクスター・ホワイトの手になるもので、ホワイトは後にソ連のスパイ容疑をかけられ、そのためあたかもハル・ノートが国際共産主義の利益を代弁したものと批判されたためにその経緯を詳しく書けなかったのではないかと推測している。ちなみにホワイトは米国下院の「非米委員会」に喚問され、出頭直前に自殺して命を絶っている。憶測を遅くすれば、日本はソ連のスパイゾルゲによって独ソ戦に介入しないという国家機密を盗まれ、アメリカは同じくソ連のスパイホワイトによって日本と戦うべく仕組まれた。言い換えるなら、日米ともにソ連の謀略に乗せられたと言えなくもないだろう、と思う。それはともかく、日本は無謀な戦争に国家民族の存亡を賭けるしかなかったところまで追い詰められた開戦だったといえる。しかしそれだからこそ名誉ある停戦を戦争のどこかで提案し、獲得した占領地から撤退（たとえば資源の確保を条件として）すべきであったろうが、歴史は日本がそういう手だてを何ら講じることなくずるずると戦争を続け、敗戦に追い込まれた事実を明らかにしている。

終戦の決断

戦後世代にとって自分たちの父親世代の歴史認識あるいは価値観を理解するのに困難を覚えるというのはいは不幸なことである。まして国体を「国民体育大会」としてしか知らない現代の若者・学生においてをや。したがって、以下に述べるように、入江隆則がその著『敗者の戦後』（徳間文庫教養シリーズ）において政府の終戦の決断を高く評価するその考えを我々を含め現代の若者がどれだけ理解出来るか心許ないものがある。

ポツダム宣言が発せられたとき日本政府がそれを受託するか否かでもっとも紛糾したのが天皇の地位と存続についてであった。宣言にはそれに関する文言がまったく見られなかったからである。これが認められない限り徹底抗戦を主張する陸軍を中心とする軍部と早期和平を主張する文官を中心とする政府の対立は問題が問題だけに決着が付かなかつた。これは昭和天皇の自分はどうなってもいいから早くこの戦争を終わらせよう、という決断によって（いわゆる「御聖断」）終戦が決まった。しかしながら、天皇の決断が下ったとはいえそれを日本国民が等しく受け入れなければ戦争

は終わらない。特に、敵と向き合っている軍部がそれを諒ししなければ戦争は終わらないのである。そして日本国民も軍部もただ一つのことを条件として全面降伏する道を選んだのである。そのたった一つの条件が「国体の護持」であった。

私が注目したいのはその問題―昭和二十年八月九日の最高戦争指導会議や閣議で陸相と外相、陸相と海相が降伏条件をめぐる激論を交わしたことが、それが陸軍側の往生際の悪さと非難する傾向がある点などではなく、八月六日と九日に広島・長崎に原爆が落とされて九日にはソ連が日本に宣戦布告して絶体絶命の崖っぷちに立ってなお「皇室の問題に対しては大義名分上一步も譲れない。日本民族は皇室のもとに永遠に置かれることにより滅びない。国体の保持さえあればあらゆる苦難も我慢する。やがて再興するためにはすべてを辛抱する。それが日本を救う途である。したがって皇室を包含しおらざることと理解して全部受託し、終結をはかるの他はない（下村海南『終戦秘史』講談社学術文庫）」という点ではまったく異論がなかった事実で、裏返していえば、もし天皇の地位の保障という条

件が連合国によって容れられなければ、原爆がいくら落ちて日本が文字通り焦土と化しても戦い続ける決意だったことになり、これはまことに見事なコンセンサスで世界史上稀に見る降伏条件だったと思う……：功利的な近代史の只中に民族の滅亡と引き換えても護らねばならぬ中核価値をこれほど強固に維持しようとした民族が存在したこと自体驚くべきことと思う。(入江前掲書)

このコンセンサスは、天皇は自らの命と引き換えても国民を滅亡から救おうとし、国民は己の命を賭してでも天皇と皇室を護ろうとした、ということである。このコンセンサスなくしては降伏後のあのように見事な軍の武装解除はなかつただろうし、平穩に占領軍を受け入れることはなかつただろう。そして敗戦直後からの昭和天皇の地方巡幸がすべての国民に歓迎され、すべての国民が天皇の思いと共有して戦後復興に邁進したこともこのような天皇と国民の一体感なくしてはあり得なかつたのではなからうか。昭和四一年三島由紀夫が雑誌『文芸』に発表した「英霊の声」もこの国民と天皇の一体感が分からなければおそらく理

解出来ないだろう。三島が二・二六事件で処刑された決起将校の口を借りて「などで天皇は人となりたまいしか」と呪いの言葉を吐かせたのは三島にはこの一体感が戦後二十年を経て希薄になっていると感じられ、将来それが喪失するという危機感があつたのではないかと思う。このような観点に立つと、憲法改正時の政府指導層にも天皇の地位さえ保全出来れば占領軍の無理難題も敢えて吞もうという暗黙のコンセンサスがあつたと考えられなくもない。戦争をする権利を放棄し、武力も放棄する代わりに天皇・皇室を護つたということである。憲法問題が論議されているときそれと並行して極東軍事裁判が進められおり、そこでも天皇の地位保全をめぐる闘いが展開されていた。天皇の戦争責任を問う闘いである。そしてここでも日米戦争時の総理大臣であつた東条英機が、戦争責任はすべて自分であつて天皇は一切無関係である、ことを主張して自分を弁護することは一切なかった。東条にすれば、もし自分が戦争責任を問われるならば当時の内閣の閣僚全員が責任を問われるべきであり、閣僚の責任なしの論理を展開して彼らの身柄を守ろうと思えば自らの責任もないと主張するのが筋であつた。明治憲法では

内閣総理大臣の規定はなく総理大臣は単に國務大臣の筆頭に過ぎず、任命権も罷免権もなかったのであるから閣議の審議事項は全員一致で可否を決定するしかなかったからである。しかしそうすれば、戦争責任追及の矛先が天皇に向かうことは明かである。東条の決断は天皇の地位を守り、日本を救ったのである。このようなコンセンサスは日本独特のもので当時の世界のどの国のどの民族にも見られなかった。強いて挙げればこのような関係は封建時代の君臣関係に似ている。それもヨーロッパ中世の封建時代にあるマキャベリ的な冷徹な君主と功利的な臣下の関係ではなく、日本の江戸時代に理想とされた君臣関係、君主は民を慈しみ、民は君主を敬う、という君臣相和した関係である。それが日本の存亡の危機に現れたのである。あの敗戦と軍事占領下の混乱した日本でこのような見事としかいえないような天皇と国民の相和した関係というものをもう一度考えてみてもいいのではないだろうか。

終戦の決断と「歴史の終わり」

この君臣相和した関係を封建制の遺物として無視するのも、また現在の民主主義世界の中で時代錯誤の妄

言として葬り去ることも簡単だろう。しかし至高の政治理念と今日受け取られている民主主義の将来にある種の危機を見いだして斯界に一石を投じて物議を醸したフランシス・フクヤマはその著『歴史の終わり』（三笠書房）の中で、ニーチェの論考を踏まえて民主主義は将来奴隷社会となる可能性があると指摘している。

『歴史の終わり』は最初一九八九年に保守系政治雑誌『ナショナル・インタレスト』夏季号に掲載され、論文に対する賛否両論の批評・疑問に応える形で内容を充実させて二年後『歴史の終わり』最後の人間』というタイトルで単行本が出版された。『歴史の終わり』というタイトルが示すように、この書物は進歩史観に基づく歴史哲学の書である。我々の世代は過去に進歩史観に基づいた歴史哲学の一つとしてマルクス史観というものを持っている。いうまでもなく、資本主義の後に社会主義・共産主義社会が到来して歴史の進歩は終わるといえるものである。『歴史の終わり』が書かれた時期はソ連という共産主義イデオロギー国家がその存亡を賭けて呻吟していた時であり、単行本が出版されたのは最終的にソ連が崩壊して世界が色々な意味で混沌を始めていたときである。「歴史の終わり」という意味

は、ソ連という全体主義国家が消滅して全世界が民主主義に基づく方向に向かい、政治理念としての民主主義が世界共通のイデオロギーになったという意味で政治闘争としての歴史は終わった、ということである。

これから敷衍して今後の世界は民主主義国家と非民主主義国家との争いになるという二極化する世界と、そういう観点からこれに対立する概念として宗教と民族の対立する多極化した世界を描いたサミュエル・ハンチントンの「文明の衝突」を指摘する論者もいる（奥山真司『地政学』五月書房）。ここではこの問題に立ち入らない。

『歴史の終わり』が注目されるのはそこで提起された問題に対してである。民主主義は人類にとって至高の最高の理念のように考えられているが、そこに問題はないのかという点でフクヤマはドイツ観念論を駆使してその危うさを様々に論じている。民主主義は生命を維持する権利・財産を獲得保持する権利すなわち一般的には「幸福を追求する権利」（トマス・ジェファースンの手になる『アメリカ独立宣言』の冒頭に出て来る）という個々人の人としての権利を最大限に尊重する。すなわちそこには個人の出生や身分、財産や宗教

などによって差別があってはならないとする理念がある。個人の持つ能力に差はあってもその差の故に差別することは許されない。国家がこの個人の権利に干渉することは出来るだけ排除されねばならず、国家の役割はすべての個人がその権利を発揮しうるような機会を平等に提供することだ、とされる。つまり民主主義の理想とする社会は個人の権利追求にあたってすべての人々が差別のない平等な社会に生活するということである。そこには人間の行動原理を理性と欲望にあるとするロックやホッブスの経験論哲学がある。しかし人間は理性と欲望だけで行動するとは限らない。むしろ歴史は人間の非理性的あるいは欲望とはかけ離れた非合理的な動機・行動によって創られたと言っている。その端的な現れが「人間としての尊厳」あるいは「名誉ある死」という概念であり、その最高の形態が戦争であろう。特に名誉ある死というのは合理的な考えからすればもっとも非合理である。日本が誰もが無謀と考えたあの戦争になぜ踏み切ったのかは合理的に考えても分からないことだらけである。なぜ人はこのような非合理的な行動を時としてよしとするのか。『歴史の終わり』の解説を書いた渡部昇一氏は、フクヤマは人

間らしさというものを考えたとき理性と欲望の他にドイツ観念論が強調する非合理的な行動の源泉である「氣概」という概念の重要さを主張している、という。氣概とは命の危険を冒してでも何事かは成し遂げようとする氣構え、である。彼によると普仏戦争で一躍その存在が目目された「ドイツ參謀本部」では若い參謀將校の教育にヘーゲルを必読の書としており、「ヘーゲルは生命保存以上の目的・義務のために命を捧げることを自由なる人間だけが出来る特質として重視していた」(前掲書二十頁)由である。こう書くと、戦前の日本はこのような論法で滅私奉公を至上のものとし、国家に奉仕することが最上の道徳のように子供たちに教え、軍国主義に導いたではないか、という批判が聞こえそうである。確かにその通りであるが、それは為政者の姿勢に原因があり、そのような為政者を選んだ国民にあるいは為政者の姿勢を容認してきた国民に元々の原因がある。戦前は全ての国民に選挙権があったわけではないということであれば、政治システムに問題があったことになるかも知れない。しかし、どんな政治システムでも完全無欠のものは決して得られない。われわれは不完全なものを工夫してより良くする以外

にないのである。その為には国民がより正しいもの、より完全なものを求めて一人一人不断に努力することである。努力することによって教養を高め、洗練した文化を創り、人として満足しうる生をおくれるような世界をつくらなければならない。ただ、ここでフクヤマが述べているのはそういうことではなく、人間の本性を理性と欲望にあると説く経験論哲学が見落としたものあるいは野蛮として退けたものが実は人間の本性としては大きな要素ではないか、ということである。それが「氣概」という概念である。そしてこれは言葉こそ違っても同じ意味で我々はしばしば耳にする。巷間よく使われるアニマルスピリットや人が考えないことを考えろという訓戒(あるいは個性という言葉で個の考えを尊重するということもここに入るかも知れない)、企業家に必要な資質としてシュンペーターが指摘した創造的破壊を担う「企業家精神」などがそれで、言い換えると、人間がかつて敵しい自然条件の中で生きるために持っていた「野性」というものは文明社会の中で欲望と理性に取り囲まれて逼塞しているだけで死に絶えたわけではない、ということである。人間の野性は時として思いがけない形で奔騰する。それが合

理性で人間行動を規定する経験論哲学からは非合理に写るのである。

気概を何よりも尊んだ時代があった。そういう時代を我々がかつて持ったことがある。封建社会という時代がそうである。そこでは支配階級として認められていた側に気概がことさら重視されていた。日本では武士階級、西洋では騎士・貴族階級である。この気概を持った人間が人間らしい人間であつて気概のなくなつた人間がフクヤマのいう「最後の人間」であり、そして合理的思考を重視する近代の人間はこの気概をだんだんと失つてきており、リベラルな民主主義社会というものは結局ヒトから気概という非合理的なものを奪つた抜け殻のような「最後の人間」が造る社会なのである。このような人間が造る民主主義社会が奴隷社会に通じるといふ考えはニーチェが『ツァラトストラかく語りき』の中で「飼い主のいない一つの蓄群」と呼んだ社会である。その社会の中の人間は「幸福を発明し、隣人を愛し、隣人に体を擦り付ける（温かさが必要だから）」人たちであり、「誰もが同じものを欲し、誰もが同じ考え方をする、考え方が違う者は精神病院に向か」わねばならない社会である。このような社会の將

来にはニヒリズムが忍び寄ってくる。なぜならそこには「道徳」に名を借りた偽りの生、自己保存の生しかないからである。このような社会に陥らないためにニーチェは「超人」を考え、フクヤマは気概を二つの要素からなると考えた。一つは「対等願望」と呼ばれるものであり、他の一つは「優越願望」と名付けた概念（いずれも訳者渡部氏による命名）である。後者の概念の本質は名誉や威信のためには命をも投げ出してもいいという非合理的なものの極地であり、日常的には人より優れているあるいは人に認めてもらいたいという願望をいう。前者はお互いがお互いの権利を認めあうという概念を表している。リベラルな民主主義社会が対等願望の社会であることはいうまでもないだろう。日本の敗戦時に見せた天皇も国民もともに相手を助けるためなら命を投げ出すという西洋的合理主義から見ると理解不可能な行動も日本民族の気概の現れではなかつたろうか。もしそうなら二十世紀の合理主義の世界の中で日本は十八世紀の近世封建時代の価値観をお濃厚に維持していたのであり、これを悪として第二次大戦後の日本の左翼思想家、マルクス経済学者は糾弾に血道を上げた。しかし敗戦という日本にとつ

て未曾有の出来事、誰しも混乱の極みにあつた時代に亡国の危機を救うという行動は通常の合理的考えからは絶対に出てこなかったのは確かである。合理的思考からすれば、敗戦の責任は誰にあるのか、責任の所在を明らかにして責めを任せ、残ったものが一致団結して難局を乗り切ろう、と呼びかけるのがあるべき姿だろう。しかしこういう合理的判断は後から思いつくことであつてあの当時はそうではなかつた。責任追及よりも自ら進んで責任を負うという姿勢を天皇も国民も見せたという点にこそ日本は何にもまして守るべき価値あるものがあることを後世のわれわれに教えている。それは東京裁判に先立って行われたドイツを裁くニュールンベルク裁判で被告となつたナチス元幹部たちが自分たちはヒットラーの命令で事を行ったのであり、責任はヒットラーにあって自分たちにはないということを異口同音に唱えたということと際だつた対照をなしている。

憲法九条の精神

それにしても敗戦時に見せた日本人の君民相和すという関係と日米戦開戦あるいは憲法九条を受け入れた

際に見せた為政者のあの無責任さがどう繋がるのだろうか。形式的に言つてしまえば、国政を担つた政治家も国民も天皇に対して責任を負い、政治家は天皇の向こうに国民を見、国民は政治家の向こうに天皇を見ていたということであろうか。政治は第一義的には天皇の信任を得るために行われるのであり、国民はそういう政治家よりも天皇に信を置いていたということであろう。言い換えると、江戸時代における藩政のように、藩の政治を握る執政は主君の信任を得るための政治を行い、君主は執政の向こうにいる民・百姓を慮ばかるといふ体制に似ている。それが明治以後敗戦までの政体だつたということになるか。こういう政治体制は内向きの体制であつておよそ常に対外関係を考慮しなければならぬ国家にあっては考えられないことである。まして憲法九条の精神である武力放棄、それも交戦権すら放棄して国防の基本を外国に委ねるといふ発想・精神は到底近代の独立国家のあり方ではない。さらに奇妙なのはこの精神を国民の大多数が支持していることである（近年さすがにこの奇妙さに国民が氣付きはじめ、武力放棄を唱う憲法改正の支持が七〇八割に達しているようである）。この奇妙な精神のあり

方はどこから来るのか、そしてこれと同じではないが、よく似たことが過去の日本にあった。鎖国である。それを次に考えてみたい。

III 鎖国の思想

最初に指摘しておかなければならないのは徳川幕府が公式に「鎖国」という言葉を用いて外国との通商を禁止したことは一度もないということである。鎖国という言葉は、江戸後期の蘭学者で長崎の通詞であった志筑忠雄がオランダ人医師エンゲルベルト・ケンペル Engelbert Kaempfer(一六九〇年から九二年の三年間出島オランダ館の医師として滞在)の著した『日本誌』を翻訳した際、その一部の原文を「鎖国論」としたのが始まりである。一八〇一年のことであった。一八世紀末から一九世紀初頭にかけてヨーロッパではフランス革命が起こり、その後のナポレオン戦争を経た革命の時代あるいは動乱の時代であった。それはポルトガル・スペインの大航海時代の植民事業に続く、いわゆるヨーロッパ列強のアジア植民が開始される初期の時代にあたる。すでに東南アジアの海では旧帝国である

ポルトガル・スペインの勢力が駆逐され、新帝国であるオランダとイギリスがアジア貿易の独占を狙って覇を競っていた。この荒波は日本にはまだ至らないが、北方ではロシアの艦船がしばしば姿を現して伊勢の商人大黒屋光太夫が漂流後ロシア船に救助されて露都ペテルブルグに到り女帝エカテリーナに謁見するということがあった。つまり鎖国政策が不動の国策として全国を覆っていた江戸後期、ロシアというそれまで幕府が意識していた外国とは異なる外国船が日本近海に出没するようになり、ようやく異国船に対する対策をより強化するような状況が生まれつつあった時代である。長崎通詞志筑忠雄も職掌柄対外情勢に敏感にならざるをえず、ケンペルの『日本誌』の付録として書かれた「日本帝国において本国人には海外渡航が、外国人には入国が禁ぜられ、且つこの国と海外の世界との交流はすべて禁ぜられているのが極めて妥当なる根拠に出でたるものであることの論証」という長い長い題名の論文を読んで外国との通商を制限することの意義を改めて見直したものと思われる。

鎖国への道

「鎖国」が後の日本に及ぼした影響については、それが日本文化に独特の色彩を与えたという積極的評価と、逆にそれゆえに西洋文明に遅れを取ったとするネガティブな評価の二つに大別されるだろう。後者の代表的著作に和辻哲郎の『鎖国』がある。副題に「日本の悲劇」とあるように、和辻にとって一六世紀の前半にポルトガル・スペインそしてオランダと相次いで西洋に接触した日本が一七世紀の前半自ら西洋との接触を断ったということに痛恨の思いがあるようだ。それは一六世紀以降の西洋文明の発展・進化と切磋琢磨して日本文明を進化させる機会を自ら放棄したというだけでなく、当時の日本人も海外との交流を模索し交流を積極的に拡大しようとした意思を十分持ちながらその内の衝動すらも圧殺したという二重の意味においてそうなのである。和辻は、日本と西洋の接触は一五四二年ポルトガル船が種子島に漂着して突然始まったのではなく、それよりかなり前から倭寇や西日本の大名あるいは富商たちによる私貿易の形でポルトガルと接触を持っていたことを指摘した。ポルトガルと日本の交易は初めのうちは互いに交易に利益を見だし、拡大の

一途を辿った。ポルトガルにとって日本貿易は莫大な利益をもたらすと同時に日本をキリスト教布教にふさわしい国とみなしていたこと、日本側はポルトガル船がもたらす生糸や陶磁器などの貿易品を必要としまた宣教師たちの西洋情報や西洋の珍奇な品々に大変興味を持ったこと、などのためである。ザビエルが来日したのも事前に日本知識のある程度手に入れたからであり、日本人を「道理に支配される民族であり、宗教や学問に対して強い関心を抱く民族である」(和辻前掲書一八三頁)と認識して日本をアジアで布教するにもっともふさわしい国と判断したからであった。ザビエルが初来日して鎖国が完全に実施されるまでのおよそ一〇〇年は日本は国内統一に揺れ動いた時代であるが、その中でキリシタン運動は日本に大きな影響を与え続けた。キリシタン運動は大まかにいえば信長・秀吉時代は発展・拡大の時代であり、秀吉の天下統一から一転して迫害の時代に入る。とはいえ、天下人になった秀吉にしろその後の家康にしろキリシタンを迫害し続けたわけではない。禁教・排教の方針はその時その時で大きく揺れ動いた。ポルトガル貿易と宣教師の布教活動が密接に結びついていたからである。また各地の

いわゆるキリシタン大名も西日本を中心に数多く存在し、信徒の数も関ヶ原の合戦のときには三十万人であったものがその後一六〇五年には七五万人と二・五倍に増えた。しかしその後幕府が禁教の方針を明確にしていくにつれ、キリシタン運動の退潮は著しく信徒の数も激減していった。一六三七年の島原の乱は直接の原因は島原領主松倉勝家の苛政にあるといわれているが、原城に立て籠もった四万といわれる農民主体の反乱軍の結束は硬く、攻撃側の幕府軍は十万以上の軍勢を繰り出してやっと鎮圧出来た。農民主体の反乱に戦鬪のプロである武士がこれだけ大量に投入されたことに幕府の危機感が表れている。しかも籠城した者は女・子供を含めて皆殺しにされているのである。なぜこれほどまでに凄惨な仕方をせねばならなかったのか。第一にこれを宗教一揆と見れば、先例があった。一向一揆である。武士や農民・商工業者など身分を問わず組織された浄土真宗本願寺門徒は各地の武士団が引き起こす争乱に抗してしばしば反旗を翻した。一四一七年の加賀から始まった一向一揆は一五八〇年石山本願寺に拠って信長と抗争を続けていた顕如が石山を退去することで平定される。それまでのおよそ百五十年以

上もの間断続的に一揆が繰り返され、しばしば領主の介入を許さない自治組織を形成した。第二に徳川幕府が二代目・三代目の秀忠・家光の時代に入ると幕府の権力はますます強固なものになり、その一方で大名の改易が最大数に上った。秀忠・家光の時代に改易になった大名家は八四家、没収高およそ七一八万石にのぼった(信夫清三郎『江戸時代』新地書房一六六頁表一)。改易になった大名の家臣たちの一部は他家に奉公できたであろうが、他の大部分は牢人として各地に逼塞し、彼らは幕府を倒して再び戦国の世が来ることを望んだ。第三に、後に述べるように、キリシタン信徒の拡大の背後にポルトガル・スペインの侵略政策があり、幕府がその疑いを強く持っていたこと、が上げられるだろう。すなわち国内的には戦国争乱の世からそれほど時間がたつておらず各地に多数の牢人が立身出世の機会を虎視眈々と狙っていたこと、マニラとマカオにはスペインとポルトガルの軍船が舳先を並べ国内のキリシタンと呼応して来寇するかもしれないという疑心暗鬼、それらが因となって幕府をして島原の反乱軍を手早く徹底的に鎮圧する必要があったのである。そして三九年度のポルトガル船来航の禁止といった措置がとられ、

禁教・棄教政策が一段と厳しくなると棄教を拒否した信徒たちは地下に潜って表面的には日本からキリシタンは一掃される。一六四一年オランダ商館が平戸から長崎の出島に移され、オランダと明国の二カ国のみを貿易対象とする鎖国が完成するのである。したがって、鎖国といっても完全に对外贸易を断つたのではなく、明国（徳川が幕府を開いた当時は中国では王朝が明から清へ代わる革命期に当たる）とオランダの二国との貿易で充分と判断された制限貿易であった。

徳川政権にとっての鎖国政策

鎖国がなぜ実施されたのか、を考えると、その政策が実は徳川政権の中央集権確立過程の時期と重なることを忘れてはならないと思う。幕府が中央集権的な国家権力としての地位を確立するためには、西国大名が独自に行っていた外交や貿易上の権利あるいは特権を吸収・剥奪することが必要であり、幕府鎖国政策は単に对外政策であるのみならず、国内政策の延長上にあつたと言える。すなわち政治・文化の中心を江戸に移し、日本全国の統治を図ろうとする幕府にとって全国の大名の軍事的・経済的な弱体化こそ望ましい。それは

参勤交代制を厳密に適用したり、武家諸法度で諸大名の行動を事細かに規制することでかなりの程度可能だつたろうが、しかしそれも遙か彼方にある西国大名の伝統的な对外贸易を放置しては大きな抜け道を用意しているようなものである。貿易上の特権を幕府が一元的に管理してこそ諸大名を完全に統制出来るのであつてその意味で「鎖国」の実現は必要不可欠だったのである。言い換えると、幕府は国内的には南蛮との貿易の必要性を十分に認識していた。それだからこそその利益を西国の外様大名が手にすることを恐れ、貿易の利益の独占をはかったのである。しかしそれだけの理由ならば例えば朱印船貿易などで特別に許可したもののだけに貿易の特権を与えて独占的利益を手にすることも可能だつたはずである。そういう手段をとらずに日本人の海外往来を厳禁し、貿易取引の場を長崎・出島に閉じこめ、ポルトガル・スペイン船の渡航を禁止し禁を犯した場合には乗組員をも死刑に処するといふ厳罰を持って望んだにはそれ相応の理由がなければならぬ。それがキリシタン布教と布教活動と密接に関連していたポルトガル・スペイン国王の侵略政策であろう。もちろん、キリスト教の布教という宣教師

たちにとっての崇高な使命と国王たちの他国への侵略・植民地化による莫大な経済的利益を手にするという聖・俗の關係を徳川幕府が正確に把握していたわけではない。幕府が恐れていたのは宣教師たちの背後にあって侵略を後押しするポルトガル・スペイン国王の武力であった。

戦国時代を通じて日本の小火器の発達は驚異的であり、火繩銃などについてはその製造数や製法・戦場での使用法などおそらく世界でもっとも進んでいたと思われるが、大砲などの大型の火器についてはヨーロッパのそれに比べるとかなり見劣りがしていたようである。オランダはバタヴィアに東インド会社を設立しそこを拠点にアジアとの貿易を拡大していたが、貿易の拡大はこの地を先に占有していたポルトガルやスペインの貿易販路を略奪する形で行わなければならなかったから貿易は貿易船が戦闘艦船そのものあるいは戦闘艦に護衛される形で行われた。そして会社の貿易その他に必要とする物資は本国オランダが遙か遠隔地にあるためほとんどが現地調達である。オランダの日本との通商もこうしたオランダ側の事情によるところが多い。しかしオランダ側の意に反して対日貿易は早く

からあまり芳しいものではなかった。本格的な対日貿易が開始されるや早くも日本から調達した食料と武器・弾薬はオランダ側をいたく失望させたらしい。食料は米以外腐りやすくて食に適せず、おまけに米は東南アジアのそれと比べて高価であった。武器も舶載砲として購入した青銅砲や弾薬はしばしば暴発したらしく武器として品質が劣り、信頼するに足りないと評価されていた（永積洋子「平戸商館はオランダの戦略拠点か」中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館一九五二—二〇一頁）。裏を返せば、それだけ大型火砲はヨーロッパが進んでいたということである。

ところで鎖国は寛永十年（一六三三年）の日本人の海外往来禁止、キリスト教禁止に始まり、同十六年（一六三九年）のポルトガル人の日本からの追放をもって完成したといわれる。この間五度の禁止令が出るが、最後の十六年のパレン追放のとき同時に沿海防備の命令が九州各地の大名に出された。そして翌十七年、キリシタン信徒摘発のために宗門改所を設置そして貿易再開の嘆願に来たポルトガルの使者を切り捨てた幕府は九州全土の至る所に遠見番所を設け、九州沿岸の詳細な調査を行った。これら一連の措置は明らかに求

ルトガルの報復に備えたものである。こういった経緯を見ると、山本弘文氏が述べておられるように、鎖国は当初の貿易制限を目的にしたものから島原の乱を境にキリスト教厳禁という政治目的に変化したと見るのが妥当のようである（山本弘文『鎖国と海禁の時代』二三頁）。その後、沿岸防備は九州の諸大名ばかりでなく四国・中国の西国大名・奥羽地方の諸大名に及び、ここに全国的な防備体制が取られることになる。そして寛永十八年、オランダ商館を平戸から長崎に移し、寛文四年（一六六四年）には全国諸藩に宗門改役の設置と毎年の宗門改めの実施を命じた。後者については個々人がどこかのお寺に属するという人別帳（寺請制度）が作られ、これが世界的にも稀な全国人口調査の役割をも果たしたということとはよく知られている。外国船寄港地を長崎・出島に限定し、全国に外国船監視のための沿岸防備を命じ、宗門改めでキリシタンの徹底的な摘発を行うことで外国との交渉を極端に制限して鎖国の体制が不動のものとなった。こうしてみると鎖国はどんな形であれ、外国からの脅威を未然に防ぐ消極的な防衛体制だったのである。

外国人の見た鎖国

鎖国を消極的な防衛策と書いたが、海外との交渉を絶って自存自営を行うには国内にそのような条件が整っていないなければならない。日本のように海外との交渉を極端に制限して長期間鎖国という体制をとった国はないが、鎖国そのものは特に珍しいものではない。徳川幕府が鎖国体制を取り始めるまで隣の明国は短期間ではあるが「海禁」という言葉で鎖国体制を取っていたし、また韓国は李王朝の建国後しばしば鎖国体制をとった。また、現代のソ連や中国などの共産圏国家はつい最近まで一種の鎖国体制だったことは周知の事実である。日本の鎖国が特異だったのはその体制が徳川幕府成立後日浅い頃から実行に移され、幕府崩壊の直前までおよそ二〇〇年、二世紀にも渡ってそれが堅持されてきたことである。それを許した条件はいったいどんなものだったのだろうか。

日本の戦国時代には宣教師たちの手になる日本記録が数多くあるが、徳川時代の鎖国体制に入った後その記録は極端に少なくなる。その記録の全てはオランダ商館の館長や随行員の日記や会社への報告書そして貴重なのが江戸参府の紀行文などである。その中で明治

になって西洋人が頻繁に日本を訪れるまで西洋の日本
 理解の底本になったのが本節冒頭に記したケンペルの
 『日本誌』である。先に指摘したように、これを翻訳
 した志筑忠雄がその一部を「鎖国論」という題名
 で紹介したのが鎖国という言葉の由来である。以下ケ
 ンペルが鎖国体制の日本を旅行して広く見聞した事柄
 から彼が鎖国をどう見ていたかを紹介する。なお、ケ
 ンペルの『鎖国論』については小堀桂一郎氏の新訳
 (同『鎖国の思想』中公新書の「三 ケンペルの日本
 観」に所収)に依っている。

「我々人間の尊き靈はかの至高にして自由無碍なる
 存在の一部を分与せられたるものではなかったか。こ
 の精神なるものがその肉体に閉じこめられ囚われてい
 ることさえすでに不当であるのに、それをさらにまた
 一つの国土という檻の中に閉じこめようとするのは無
 惨な仕打ちではなからうか。「人は地球という閉ざさ
 れた世界に住まわされているのであり、そこではすべ
 ての人が)永遠に同じ因縁の輪で結び合わされて生き
 ている」のであるから「その輪を断ち切ろうとするこ
 と自体粗暴きわまる犯罪とならざるを得ない」「地球
 のあらゆる産物はすべての人に平等に分配されている

のではなく、いろいろなところに分散配置されている
 から)これら様々の国の住人はいよいよ緊密相互に結
 び合って相往来し、また相互の扶助と社交的交際が不
 可欠の事業」とすべきであるのに「この神聖なる人類
 の交際社会を無謀にも隔離分断して恐るる事を知らぬ
 日本国民のやり方は全くの背理の行為である」「(国の
 門戸を閉ざし、海上で遭難した外国人は捕らえられて
 牢屋に閉じこめてしまい、海外に興味をもって出国を
 企てた日本人は捕らえられて磔にされるなどの行為
 は)神の秩序と自然との神聖な法を侵害していること
 になり、これは彼ら自身が罰をうくべき振舞いではな
 いであろうか」としてケンペルは当時の西洋世界の日
 本の鎖国政策の見解に、そしてそれは万物の創造主た
 る神のご意志に背いたことになるのだというキリスト
 教社会の見解に一応同調し賛意を表する。しかしそう
 であっても次のようなこともまた事実であるという。
 「この地球上に住む諸国の民族が言語・習俗・能力に
 よって互いに相分かれ、相異なるものであるというこ
 とは、結局神の叡智に適ったものである」「(この地球
 は)ただ一つの民族ではなく複数の民族の住まいとな
 るように出来ている」のだし「各地域は山や川や山脈

に……よって実質的な自然の境界たる異なる風土というものによって豁然と分割されており、それによってきわめて相異なる能力を備えた住民たちを住まわせるように出来ている」と。

ケンペルの日本の鎖國擁護論は以上を前置きとして次のように展開する。「自然がすべての国土に必要なものを十分提供でき）人心にひそむ一切の欲望が充足され、どの民族も皆その国境の内部で満足して暮らすような事態が出現していたとするならば……人間同士の間で争いによる言い難い不幸の数々は生ずることがなかったであろう」。そうすれば、各民族は外寇を憂えることなく、内部の交際に注意を払い、開墾を進め、学問・芸術・道徳に精進して自己を磨くことによって「国民としてもっとも幸福な状態の頂点に近づいていくことになるう」。そしてこの模範が日本にある、とケンペルは言う。鎖國は愚かしいと言うけれども「大体外邦諸国間の交易というものは、生活の余儀なき必要のためかもしくは便利と贅沢のための需要である物産を獲得せんがためにもみ発生したもので、もし「自然の恵みによって各種の必需品が生来豊かに具わっており、また住民の多年にわたる勤勉な労働によって十二分に

発展充実しているような国においては」交易を行うことによつて異國の悪徳、貪欲、瞞着、暴力などの不利益しか入ってこないものであるから「(そのようなものから政府が)住民と国境を守ることが、単に有益のみならず、またむしろ義務と言うべきであろう」。そして日本こそが地球上のいかなる国にもましてこの利点に恵まれているのだ、ケンペルはそう主張した。以下ケンペルは日本が鎖國を実行することで世界でも稀な幸福な社会になれるということを日本の「自然条件」、「国民性」、「学芸・宗教・法制」、「歴史」を紹介して、なぜ鎖國を行ったかを日本人は祖先神信仰と神聖な天皇崇拜を通して堅く結束しており、その上に立った統治体制及び国民的宗教的統一がキリスト教とは相容れないこと、最初に日本にやってきたポルトガル人たちは黄金を求めてきたのだが、まもなく彼らは日本に新しい武器や宗教をもたらし、一部の人々を全面的に心服させるのに成功したがその成功に心奢つて体制を変え、タイコー(太閤)に反乱を企てたりしたこと、新たにキリスト教徒になった人々の類い希な信仰の篤さと固い団結あるいはキリスト教徒を理をもって論破できなかったことから剣と磔刑でもって臨まざるをえな

つたこと、これらのことがこれまで幾多の戦乱で多くの日本人の血を流してやっと平定したのに今度は外国からの危難によってまた戦乱の世になることへの恐れを皇帝の心に抱かせたことなどが相まってキリスト教を禁教とし鎖国体制をとらせたのだ、と説明した。そして「この民は習俗・道徳・技艺・立ち居振る舞いの点で世界のどの国民にも立ちまさり、国内交易は繁盛し、肥沃な田畠に恵まれ、頑健強壯な肉体と剛胆な気象を持ち、生活必需品は有り余るほど豊富であり、国内には不断の平和が続き、かくて世界でも稀に見るほどの幸福な国民である」と書いたのである。

ケンペルが日本にやってきたのは元禄三年（一六九〇年）将軍綱吉の治世であり、その頃の日本は鎖国体制が五十年余を経てすっかり国内に定着し、幕藩体制が完成して国内は安定、キリシタンの取り締まりも宗門改めが功を奏して頭を患うこともなくなっていた。また国内では新田開発や新しい物産開発も盛んになり、商業網が発達して各地に城を中心に都市が発達しつつあった。一六五一年生まれのケンペルの故郷ドイツは三十年戦争（一六一八〜一六四八年、宗教戦争ともいう）によって疲弊しきっていた。新教と旧教の間で戦

われたこの戦争はどちらかが倒れるまで終わることのない戦争だったから、一六四八年に結ばれその後のヨーロッパ情勢を一変させたヴェストファーレン条約はヨーロッパ全ての国が戦力をすり減らし、戦いに倦み疲れた結果結ばれたものだった。そしてケンペルが壮年期を過ごした東インド会社の祖国オランダはこの間スペインとの間で独立を賭けて宗教戦争を戦っていた。つまりケンペルが生まれた頃から青年期にかけてのヨーロッパは宗教戦争に傷ついて荒廃したヨーロッパだったのだ。彼が三十になるまで放浪するようにヨーロッパの各地を転々としたのも無惨に傷ついたヨーロッパに安楽の地を求めていたのかもしれない。そういう彼が東インド会社に職を得、商館医として日本に来ることになった。商館のある出島での生活は狭く息苦しいものであったに違いないが、幸運にも彼は江戸に二度も行く機会をもった。しかも二年余の滞在期間の中で、である。日本で著名なジーボルトが六年余の滞在で一度しか江戸参府を経験していないことを考えるとケンペルは稀な幸運をもったといえるだろう。江戸参府の途中で彼が見聞きした日本各地の出来事についてどういう感想を持ったか。先に書いたように、彼の道

中は元禄時代の初めて江戸時代の高度経済成長時代にあたる。秩序が安定した社会では経済活動が活発になり、活気に富んだ社会が出現する。元禄時代はちょうどそういう時期に当たる。安定した秩序のもとに生き生きと生活をする人々や活気のある町や村を見て、まだ社会不安に揺れる彼の祖国や旅先のヨーロッパの国々とを比較し、そのよって来る原因を無益な宗教の争いに求め、その結果の国土の荒廃と人心の荒廃に胸を痛めていた目から見れば、それを回避するための鎖国という制度のもつ意義を彼が積極的に評価したということも無理からぬことだと思えるのである。

彼の『日本誌』がヨーロッパに紹介されたとき彼の地の人々の反応はどんなものであったろうか。ドイツ語版『日本誌』の編纂を完成させたドーム(Dohm Christian)はその後書きで「日本人は世界にも稀な幸福な状態にある」「鎖国という体制は有益だ」というケネルの見解を次のように評した(小堀前掲書一一一〜一二四頁)。第一の命題について彼は「世俗皇帝は群小の領邦諸侯から彼らの従前の諸権利を剥奪し、彼らを己の無制限の絶対権力に屈服せしめ、あまつさえその生涯の大部分をその家族から隔離し、出費によ

って財政を窮乏させ、民衆を誅求することを強要している。これら小君主たちは己の置かれた状態の不幸を感じており、苦痛に苛々しながら堪えているのであり、絶えざる危険に曝されているのであり、従ってとうてい幸福な人々とは言えないであろう」「民衆は彼らのどんな些細な行為といえども探り出し、家の奥深くまで侵入してくる警察の監視人たちに取り囲まれている。

そればかりではない、人は皆各々自分のみならずその一族全体に対しても、いや隣所に住む人々全員に対しても責任を負い、「犯罪が生じた場合その償いをしなければならぬ。確かにこの仕組みは効果を上げるだろう。……しかし、絶えずその友人の行状を窺い、自分たちもまた絶えず他人から窺い見られていることを意識せねばならぬ人々はなんと不幸なことであろうか」「国民は決してその国土を離れてはならず、舶来品の使用は一切禁じられている。このような状態に置かれた人間がいったい羨むべきほどに幸福でありえようか」、そして第二の命題については「一国がその存立のために必要とするすべてのことは正当なものであり、世界のいかなる国家といえども他の国家に対して、相手がそれを望まないのに己が国民を相手の国へ入国させ

ようと強要する権利はない」そして鎖国という不自由な（と我々西洋人が思う）体制も彼ら日本人が変革しようと欲しないのなら彼らはその不自由さを甘受しなければならぬのだから「最大の問題は、日本がしたように他の全世界と交わりを絶って孤立することが政治的に有利であるか否かということになる」と問うて次のように論理を展開した。すなわち「日本が鎖国をおこなったのは、不実なポルトガル人が日本政府を転覆しようとして反乱を企てしかもそれがキリスト教の布教と密接に結びついているのだから」キリスト教への憎悪は政治的に正当であり、それに対する迫害は世界の他の地域におけるよりも日本においてはよりよく申し開きが出来るのである。日本の宗教は寛容であり、ただポルトガル人の狭量が復讐熱を煽り立てただけである。・・・政府は明らかに侵略意図を有する外国人と国家反逆に走った国民を処罰しただけのことである。処罰は過酷だった。しかし犯罪の方も凶悪ではなかったか？」だから日本の支配者が現在の体制を維持するために鎖国政策をとったのは必然のことであり、「かつ日本が自給自足の国家である故に、それが（鎖国が）必ずしも不自然でないというケンペルの意見は正しい

ようである」かつまた日本独自の風習や外国の悪弊から国民守るといふ点でもケンペルの言う通りであろう。しかし「その他の点では、人類一同からかくも敵対的に隔離されている状態は国民全体にとっては言うまでもなく大きな不幸である」なぜなら「これでは国民は文化と啓蒙における進路を不自然に閉ざされている訳で、その点での進歩は達成されないうし、国民の需要の範囲も拡大されない。また鎖国がなければ可能だったであろう生産の増強や質的向上も望めない。また最終的に国民にかくも圧政を加えているところの専制政治に抵抗するにも外国からの援助を望むことも出来ない」そして「もし日本が今の状態に留まるならば、爾後数世紀のうちに日本が次第次第に野蠻に化していくことは疑いない」そして国民は監獄の中に閉じこめられているようなものであるから目標もなく競争もなく刺激もないのだから国民精神は画一的にかつ屈從的になっていくだろう、人口が段々増え、土地は絶えざる過重な要求のためにその生産性を次第に低下させ、益々日本人を貧困にさせるに違いない。したがって、こういう事態に陥らないために開国こそが「日本人にも外国人にも緊急なる重要事である」とした。煎じ詰

めれば、ケンペルの第一命題も第二命題も共に誤りだ、ということである。

ケンペルの日本観もドームの解説も共に驚くほど客観的である。後世のわれわれから見れば、ドームの主張の方が当を得ているように見える。しかしドームの手になる『日本誌』は一七七七年に上巻(ドイツ語版)が出版されたのだ。それはケンペルが故郷に帰って十八年後に出版された『廻国奇観』(一七二二年、この第一章が「鎖国論」の原型)から数えても六五年が経過した後である。この『日本誌』は数奇な運命を辿っている。本書の原型とも言うべき『廻国奇観』が世に出るまでにもあまりにも長い時間がかかったばかりでなくそれはドイツ語とラテン語で書かれていた。その後一七二七年やっとケンペルの意図した本が『日本史』二巻本として世に出ることになった。英語で書かれたこの本は日ならずしてフランス語、オランダ語に訳された。当時のヨーロッパ読書界に歓迎された。日本の実情を詳しく研究・紹介したものととして高く評価されたのである。その後この本は日本でいう幕末まで日本理解の最良の書として欧米で珍重されるのである。しかしながら彼の祖国であるドイツではなかなか陽の目を見な

かった。そのドイツ語版が完全な形で世に出たのがドームの手になる『日本誌』だったのである。ケンペルが自分の目で日本を見てその印象を記したときからドームが彼の日本誌を編纂して日本を知るまでに実に一世紀近い時間が流れていた。この同じ時間にヨーロッパは劇的に変貌を遂げつつあった。ヨーロッパは啓蒙の時代であり、ローマ法王や君主諸侯の権威や権力は個人の自由と権利に席を譲っていた。国家と国民の概念が確立し、それは君主や国王の所有ではなくなっていた。個人の創意と工夫がヨーロッパを動かしてかつてない繁栄をもたらしつつあった。思想や哲学は宗教の軛を脱し、奔放にその主張を展開していた。科学技術は長足の進歩を遂げ、それが経済的な発展と結びついて国家に富をもたらしていた。各国は互いに競争すると共に交易によってそれぞれの国に繁栄をもたらしていた。それはケンペルがヨーロッパを離れたときとは全く異なるヨーロッパだった。ドームは変貌を遂げつつあったヨーロッパに生きた人であったからケンペルと違った日本観を持って当然である。しかし『日本誌』が出てからおよそ百年後の一八六十年、ドイツのヘーゲル派哲学者カール・ローゼンクランツ (Johann

Karl Rosenkranz) はケーニヒスベルクの自然経済学会の講演において再びケンペルの『日本誌』を取り上げ(講演内容はケンペル以外の日本紹介・紀行文等も参考になっているが)、鎖国日本をケンペル同様に理想の国家として賞賛している。

IV 憲法九条の精神と鎖国の思想

—— 結びに代えて ——

いかなる思想もその時代の精神を抜きにして語ることとは出来ない。鎖国を悲劇的出来事と見た和辻哲朗の見解も欧米先進国に遅れた日本がその国々と大戦争を戦う羽目になったことへの痛恨の思いがあったればこそであり、鎖国を日本文化の独特な発展の重要な転機とする最近の見解は日本という国の独自性が喪われつつあると見る識者の危機感の表れと見ることが出来るだろう。海外でも鎖国の利害得失についての見解は、先に見たように、様々である。鎖国は徳川幕府にとつては十分に合理的な政策だったし、鎖国自体は特異な例ではないことは先に述べた通りである。日本の鎖国が特異なのはそれが二百年余も続いたというその一点

にある。なぜだろうか。

世界には現在およそ二百の国がある(国連加盟国百九十二カ国、〇六年)。これらの国を、たとえば民族・文化・言語・国民の四種類で色分けしたらおそらくほとんどの国は複雑なモザイク模様を描くであろう。しかし、これら四つの区別が綺麗に重なる珍しい国がある。それが日本である。日本では、日本人(日本民族または大和民族)と日本国民は一致するのが常識である。しかし、他の国では民族と国籍が一致しない例は枚挙にいとまがない。江戸時代、国と言えはそれは各藩が治める土地を言い、統一した現在のような日本を指して言ったのではない。ところが幕末に西洋から国家という概念が輸入されるや藩を超えて統一国家日本を現在のような四つの島からなる国ときわめて自然に理解できた。そしてそこで生まれ生活し日本語を話す人々が日本人である、つまり民族と国家の領域をほとんど何の疑問も抱かずに重ね合わせ、国家と民族の領域に思い煩うことはなかった。しかし外国では、西洋に限らずほとんど全ての国では国家と民族あるいは国家と言語が一致することはあまりない。その意味では、外国の歴史は国家と民族の問題にどう折り合いを付ける

かの歴史だといつても過言ではないだろう。国家と民族を自然条件によって結びつけられないからこそ両者を結ぶための思想や法が発達し、その考えを遵奉する民族の間での交流が活発になればなるほど交易の発展を促す。それと比べると、日本の鎖国のように日本の国内事情で意のままに外国との交易その他を制限したり、開放したり出来るのは日本という国が四囲を海に囲まれ他国とは隔絶された環境のもとにあるという特殊な自然条件のもたらしたものであることは誰しも認めるところではないだろうか。この特殊な自然条件がもたらす影響を我々はあまりに軽視しているのではないだろうか。

先に鎖国はポルトガルの報復に備えるための防衛策だと書いたが、それにしては幕府はこの後奇妙な対応に終始する。諸藩の武力を徹底的に排除し、そればかりでなく防御のための城郭の建築すらなかなか許可しなかった。諸藩が五百石積み以上の船（米換算で七五トン）を製造することを禁じ、回船業者の所有する船も最大で千五百石積み（二百トン内外）がせいぜいである。幕府が国内の反乱を警戒して諸藩の武力の充実に排除するという考えは理解できるが、そうであれば

外国からの脅威に対しては幕府が全責任を持って対応するということではなければならない。ところが諸藩の武力を排除することにある程度成功すると幕府自体が武力に意を用いなくなる。現代の感覚から言えばとうばかりでなく当時のヨーロッパの感覚から言っても、国内の反乱勢力の鎮圧に成功したならばその領主なり国王は領土保全のために外国勢力の侵攻に備えて武力を充実させるのが当然だろう。諸藩に武力放棄を強いなければ少なくとも幕府は武器の研究や戦法の研究におさおさ怠りなく外国の侵略に対応するということがなければならぬ。ところがよく知られているように、幕藩体制が充実するにつれ、武は次第に軽んじられ文が重んじられるようになった。武士は武の才能ではなく文の才能を持つものが重んじられるようになった。幕府も外敵の脅威に備えて役所を新設したとか対外情勢を研究したとかという形跡は見られない。むしろポルトガル船の姿がなくなったことに安堵してそれだけで満足していたように見える。そこに見られるのは、ひたすら国内の事情だけが問題であって外国の事情は完全に抜け落ちていく姿である。こういう感覚が培われるのも外国の存在を無視しても生存していける国内

事情があるからであり、外国の存在を簡単に忘れ去られる自然条件があるからである。外国の存在は国内で解決しがいあるいは問題解決の解答が見あたらない場合に初めて意識に上るのであり、それは奈良・平安あるいはそれ以前の日本の歴史に見られる。大きな変革の時代に国内でその解答が得られないと国家をあげて外国にその答えを求めた。奈良・平安の遣隋使・遣唐使の派遣から幕末・明治の遣欧使節団の派遣というように国家の変革の模範を外国に求めるのが我々の無意識の外国への対応である。外国は危険な存在というよりも求める答えを持つ一種の憧れの地でもある。そういう無意識の意識はひとえに四囲を海に囲まれた天然の要塞に守られている自然条件の賜である。そしてこの自然条件は少なくとも幕末の頃までは十二分に機能していた。たとえ外国軍が日本のどこかを占領してもそれは一時的で、あの当時の船舶による供給能力では占領地を長期間維持するのは不可能だったに違いない（その他色々なケースが考えられるが、本論から外れるのでこれ以上議論しない）。これらのことから言えるのは、長い間外敵の脅威というのを我々日本人は意識せずに済み、国の安定・安全はもっぱら国内の

条件のみに限定されてきたということである。その意味で我々は国内の変化に敏感で海外の変化に疎い民族ではないだろうか。そうでなければ、自国の安全を他国に預けて少しも不安を感じないという感覚は説明できないだろう。

憲法九条のあの精神は、もし九条が当時の政府や誰か日本人の発案だったら、恐らく罵倒に近い非難に曝されて葬られたのではなからうか。敗戦と戦災の悲惨さにうちのめされていた当時の国民の誰もが「戦争は二度とご免だ」と心中深く期していたとしても自国の安全を他国に委ねる発想は思いつかなかったはずである。それをいとも簡単に？受け入れたのは提案がアメリカという最先進国の外国だったからという事情もあったのではないか、と思うのである。